

高齢者相談支援体制等の拡充について ——地域包括支援センター増設及び(仮称)地域包括支援センター推進室設置——

社会福祉部高齢者福祉課

1 目 的

高齢者のための相談支援体制等の拡充を図るため、市内17箇所において総合的な相談支援、虐待の防止・権利擁護事業の支援、ケアマネジャーへの支援、介護予防事業のマネジメント等を展開する地域包括支援センターを増設する。

また、区役所及び地域包括支援センターに対して高齢者虐待等の困難・緊急事例に迅速かつ適切な支援を行うことができるよう本庁に(仮称)地域包括支援センター推進室を設置しスーパーバイズ機能を強化する。

2 事業概要

(1) 地域包括支援センターの増設 5箇所 (17箇所→22箇所)

次期高齢者保健福祉計画期間（24～26年度）において、高齢者人口10,000人以上を担当する地域包括支援センターが設置されている区を見直し、5箇所の増設を図る。

※市現状：17箇所（平均10,460人、最小4,300～最大15,800人）

(2) (仮称)地域包括支援センター推進室の設置

本庁におけるスーパーバイズ機能を強化するため、高齢者福祉課内に保健師、社会福祉士等で構成する(仮称)地域包括支援センター推進室を設置する。

3 効 果

- (1) 担当圏域内における高齢者人口のバラツキの改善
- (2) 本庁におけるスーパーバイズ機能の強化と、区役所長寿保険課及び地域包括支援センターへの連携支援による人的負担の軽減
- (3) 毎年急増する総合相談や権利擁護相談への体制の充実・強化
- (4) 年々増加する高齢者虐待等の困難事例、また緊急事例への迅速かつ適切な対応・支援の実現

(1) 地域包括支援センター増設による効果

① 各区における地域包括支援センター数と担当する平均高齢者数 (単位:人、箇所)

区	高齢者人口	地域包括支援センター数			担当する平均高齢者数			備考
		現在	増設	増設後	現在	増設後	減少数	
中 区	50,740	4	2	6	12,685	8,457	4,228	H24計画
東 区	25,915	3		3	8,638	8,638		
西 区	24,295	2	1	3	12,148	8,098	4,050	H25計画
南 区	22,310	2	1	3	11,155	7,437	3,718	H26計画
北 区	21,752	2		2	10,876	10,876		支所1あり
浜北区	19,725	2	1	3	9,863	6,575	3,288	H25計画
天竜区	13,095	2		2	6,548	6,548		支所3あり
全体	177,832	17	5	22	10,460	8,083	2,372	

② 地域包括支援センターにおける取扱件数の推移

(単位:件)

年度	総合相談	権利擁護相談	包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	介護予防ケア マネジメント業 務	介護予防給付 に関するマネジ メント業務
H19	12, 321	525	742	847	3, 081
H20	16, 570	951	1, 182	833	3, 071
H21	21, 160	1, 470	1, 556	1, 160	3, 181
増減数(H19/H21)	8, 839	945	814	313	100
伸び率(H19/H21)	1. 72	2. 80	2. 10	1. 37	1. 03

(2) (仮称)地域包括支援センター推進室設置の必要性

① 高齢者虐待相談延べ件数の推移

(単位:件)

年度	本庁	区役所	地域包括支援センター	計
H19	85	103	275	463
H20	71	193	498	739
H21	51	205	729	985
増減数(H19/H21)	-34	102	454	522
伸び率(H19/H21)	0. 60	1. 99	2. 65	2. 13

4 所管課見積額

平成23～26年度 118百万円

- (1) 増設に伴う運営事業委託費 83百万円
- (2) 推進室設置に伴う人件費 35百万円

【協議要旨】

- ◆ 【地域包括支援センターの増設】きめ細かな対応を行うための最適な方法について、増設を含め、更に検討を進める。
- ◆ 【(仮称)地域包括支援センター推進室の設置】全体の業務量、本庁と区の業務分担などの整理を行った上で、組織の必要性について検討する。

地域高齢者見守り・支援システム開発事業 ——ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握、見守り・支援に向けて——

社会福祉部高齢者福祉課

1 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者が増加しているため、見守り・支援システムの構築を通して情報の共有化と連携を強化し、その実態把握、見守り・支援、介護・福祉サービス提供の拡充を図る。

2 事業概要

(1) (仮称)高齢者福祉システム（外部サーバ）の構築

- ① ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の対象者抽出、訪問調査による実態把握、支援を必要とする高齢者の情報、見守り・支援の状況、福祉サービスの利用状況等を適正に管理するため、現行の高齢者福祉サービスシステムを改修して新たに(仮称)高齢者福祉システムを外部サーバとして構築し、住民基本台帳情報と連動させる。
- ② (仮称)高齢者福祉システムの構築に合わせ、他の高齢者福祉サービス業務や介護予防健診業務等の関係システムを改修するとともに、地域包括支援システムを再構築する。

(2) 調査対象者の拡大と見守り・支援活動の拡充

- ① ひとり暮らし高齢者の調査方法を改め、住民基本台帳より抽出した情報を民生委員に提供する。
- ② 調査対象者を高齢者世帯まで拡大する。
- ③ 民生委員の協力を得て聞き取り調査と実態把握を行い、見守り・支援の必要性を判断する。
- ④ 高齢者の実態に応じて民生委員、地域包括支援センター、保健師等による見守り・支援活動を拡充する。

3 スケジュール

平成22～23年度	関係機関との調整、新システムの開発など
平成24年度以降	新システムの運用、民生委員による調査実施など

4 効果

- (1) 情報共有による計画的見守りの実現
- (2) 必要とする福祉サービスへの誘導
- (3) 転出等その後の状況変化への即応
- (4) 調査対象者の漏れの防止
- (5) 調査対象者の拡大と実態の把握

5 所管課見積額

平成23年度	62百万円	システム構築等
平成24年度以降	5百万円	維持費等

【協議要旨】

◆ 将来に向けた実効性のあるシステムを構築する。

障がいのある子どもの療育の場の拡充について

社会福祉部障害福祉課
こども家庭部保育課
学校教育部教職員課、指導課

1 目的

- ・ 療育の場が不足しており、児童デイサービスの整備方法を検討し、整備計画を策定する。
- ・ 幼稚園・保育園に在籍している障がいのある園児に対する療育支援の充実を図る。

2 児童デイサービスの整備計画

平成22年度から児童デイサービスの施設整備が新たに国庫補助対象となり、民間法人が参入しやすい状況となった。

⇒平成23年度から毎年1箇所、10人分の児童デイサービス提供場所を段階的に整備し、平成27年度までに合計50人分の整備を行なう。

3 幼稚園等に在籍する障がいのある園児への療育支援

(1) (仮称) 療育支援教室設置モデル事業

設置園	平成23年度 1園 ※平成24年度以降は、モデル園での検証も踏まえ事業展開を図っていく。
支援内容	・ 通常級に在籍する障がいのある園児の取り出し保育 日常生活支援（会話、コミュニケーション等）、情緒不安定時の支援など ・ 幼稚園教諭の支援、キッズサポートへの療育指導
職員体制	(仮称)療育支援員の配置 ※発達支援教育等の経験者を予定

(2) (仮称) 併行通園児サポート強化事業

事業内容	併行通園を行なっている児童が在籍する幼稚園等へ、月1回程度、療育機関の専門職員が療育支援を行う。
療育専門職種	心理士、言語療法士、作業療法士、保育士

【協議要旨】

- ◆ ハード事業だけでなくソフト事業を含め、必要な事業展開を図る。

事業名	高齢者社会参加促進事業	社会福祉部 高齢者福祉課
-----	-------------	-----------------

1 所管課 1次評価

改善

2 外部評価

◆評価結果

	廃止	再構築	改善	現状
評価(人)	0	2	3	1

◆主な意見

《外部評価》

- ・高齢者の社会参加については、他の課と連携し、目的に合った効果的な事業を再構築してほしい。
- ・事業に対するアンケートは、受益者とその家族だけでなく幅広い年代で行うべき。
- ・必要な人に配布されているかなど実態調査が必要。

《ホームページ等》

- ・高齢者の社会参加が目的であれば、杉並区の長寿応援ポイント事業などのように、高齢者の社会活動や地域貢献活動、健康増進や介護予防活動への参加を積極的に評価し、それに対して必要な便益が図られるような仕組みが考えられないか。

3 今後の対応

(1) 外部評価の実施に伴う事業の今後の方向性(該当に○)

	廃止	再構築	改善	現状
評価			○	

(2) 今後の考え方(外部評価の実施に伴う今後の考え方)

- ・高齢者人口の伸びに伴う高齢者福祉関係経費の増加が見込まれる中、限られた財源を効果的に配分する必要があることから、当該事業についてこれまでも見直しを行ってきました。

平成 19 年度 交付金額の引き下げ (7,000 円→6,000 円)

利用期限の短縮 (交付年度及び翌年度→交付年度のみ)

平成 20 年度 所得制限の導入 (前々年度分の所得金額が 200 万円未満)

- ・今後も、これまでの見直しの経緯を踏まえながら、事業の見直しを検討していきます。

・他都市の社会参加を目的とした事業の調査研究を進めています。

(3) 具体的対応(外部評価や意見を受けた改善や新たな取組の内容等)

《具体的取組内容及び見込まれる効果》

- ・他都市の社会参加を目的とした事業の調査研究に取り組むとともに、多くのご意見をいただき中で、事業の見直しを検討していきます。

《スケジュール》

平成22年度～

- ① 事業の見直しの検討
- ② 他都市の社会参加を目的とした事業の調査研究

【協議要旨】

- ◆ 引き続き事業効果を検証し、事業の内容、見直しを検討する。